

# 「維新の会」が大阪府議会に「職員の政治活動を制限する条例」を提出

10月23日、「維新の会」が大阪府議会に『職員の政治的行為の制限に関する条例』を提案しました。これらの条例は、憲法で保障された「思想・良心の自由」や「表現の自由」を侵害するもので、明らかに憲法違反です。

## 条例の狙いは…

公務員は「全体の奉仕者」（憲法15条2）で、特定の知事や議会のものではありません。職員が、行政のあり方や府政の課題について積極的に住民と意見を交換することは、住民の福祉をすすめるためにも大切なことです。これを制限すれば、「知事や議会にだけ忠実な職員」をつくることになります。

## 松井府知事も「必要ない」と答弁

「維新の会」の質問に対し、松井知事は「府職員は、政治的活動に関して、公務員である立場をしっかりと踏まえた対応をしている」「条例による規制をかける必要はないと考えている」と答弁しています。（2012年9月26日 府議会本会議）

## 府総務部長も「政治活動の自由」認める

総務部長(当時)も府議会で「職員団体と言えども、すべての政治活動が禁止されているわけではない」と答えています。（2012年3月9日、府議会総務常任委員会）

## すでに条例が制定された大阪市では

### 住民の声がとどかない

住之江区市民病院を充実させる市民の会事務局長

松本 安弘

私たちは住吉市民病院の存続をもとめる住民の切実な声をたくさん聞いています。

先日、市民病院の院長さんに懇談を申し入れましたが「政治活動規制条例が制定され、院長といえど市長と違うことは言えませんので、懇談できません」と拒否。住之江区長も懇談を拒否しています。条例が可決されれば、住民の声が大阪府に届かなくなります。何としても阻止しましょう。

## 保健所統廃合の1996年には

### 住民と府職員が力をあわせて保健所を守りました

「保健所をなくさないで」「地域住民のいのちと健康を守る拠点を守って」と住民と府職員がともに立ち上がり、署名や宣伝運動を行いました。その結果、29あった保健所を4つにするという計画は見直され、現在の14保健所に再編されました。



当時府下中に貼り出したポスター

府職員は府民の暮らしをよ〜く見て、府民の声を聞き、行政に生かすことが大切なのに…



# 住民のほうは見ザル、住民の声は聞かザル、何も言わザル 条例は府職員の政治活動を制限する条例 いりません

憲法は、国民に思想・信条と集会・表現の自由を保障しています

第21条

第19条

## 時代に逆行する職員政治活動制限条例

弁護士 城塚 健之



大阪府議会に提出された政治活動制限条例は、地方公務員の政治活動を、国家公務員と同じ範囲に制限しようというものです。しかし、旧社保庁職員が勤務時間外の活動で国家公務員法違反に問われた事件で、東京高裁は、違憲として無罪判決を出しました(2010年3月)。公務員が職務外で政治に関わったからといって仕事がおろそかにはなりません。

国家公務員法が厳しすぎるという批判を受けて、3年後に作られた地方公務員法では、規制をゆるめています。それを、条例で国家公務員法に合わせるのは法律の趣旨に反します。違反したら懲戒処分とわざわざ条例に書くのも醜悪です。逆らえば何でも懲戒処分というのは、橋下氏お得意の手法ですが、これでは全体主義国家と変わりません。

そもそも橋下氏は「公務員は民間を見習え」と言っていたのですから、政治活動だけ厳しく取り締まるという論法は矛盾しています。橋下氏は、公務員を「公僕」ではなく、自らの「下僕」にしたいだけなのでしょう。それは江戸時代の主君と臣下の関係に戻すということです。それで「維新」などというのは「看板に偽りあり」です。

## 世界的にも異常な条例です

ILO(国際労働機関)は151号条約で「政治活動の自由は公務員の権利」と認め、世界の48か国が批准しています。アメリカやフランスなどの欧米諸国では公務員の政治活動は自由で、いまや「世界標準」です。こんな規制をするのは世界的にも異常な「時代遅れ」です。

